

南伊勢町農業振興地域整備計画(案) 説明内容

	インデックスNO
(ア) 農業振興地域整備計画変更理由書	1
・別添1-1、1-2、1-3	
・特別管理における除外、一筆リスト	
・変更計画地索引図、詳細図	
(イ) 農業振興地域整備計画変更案	2
(ウ) 農業振興地域整備計画基礎資料	3
(エ) 添付図面	
・計画書付図 1号、7号	4
・基礎資料付図1号、2号、5号	

(5) 変更ヶ所別変更面積、変更理由、補助事業実施状況一覧表

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
01-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	11.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	13.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	15.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	17.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	4.76		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	20.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	5.10		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	119.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	144.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	159.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	2.59		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	公衆用道路	157.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-04	南島D地区 (中島)	除外	農地	公衆用道路	50.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-04	南島D地区 (中島)	除外	農地	公衆用道路	676.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
01-04	南島D地区 (中島)	除外	農地	公衆用道路	415.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-01	南勢C地区 (穂原)	除外	農地	雑種地	2,027.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	土地改良法の換地処分 平成2年3月7日	—	—	所有者： 南伊勢町 創設非農地
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	原野	42.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	原野	12.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	220.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	669.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	原野	49.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	原野	36.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	2,031.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	29.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	165.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-02	南勢B地区 (五ヶ所)	除外	農地	田	324.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,728.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	16.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	33.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	82.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	36.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	446.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	23.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	128.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	66.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	99.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	158.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	280.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	647.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	343.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	59.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	1,391.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	26.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,357.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	1,067.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	36.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	36.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,385.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	1,646.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	105.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	925.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	19.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	33.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	357.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	119.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	36.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	347.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	33.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	284.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	19.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	62.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	19.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	1,227.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,252.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	59.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	536.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	626.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	59.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	404.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	291.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,434.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	198.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	49.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	396.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,768.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	85.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,877.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	3,295.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	122.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	66.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	6.61		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,138.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,596.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	218.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	105.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	132.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	23.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	33.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	115.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	264.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	89.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	373.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,421.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	528.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	350.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,444.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	26.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	492.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	49.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	710.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	697.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	125.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	191.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	832.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	842.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	1,325.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,185.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	85.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	19.83		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	659.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,289.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	885.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	雑種地	56.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	360.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	350.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,289.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,821.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	327.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	360.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,049.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	79.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	320.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	532.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	565.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	152.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	233.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,793.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	587.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	365.50		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	102.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	443.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,289.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	49.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	28.59		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	280.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	原野	26.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	37.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	241.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	ため池	62.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	201.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	13.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,016.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	158.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	33.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	307.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	323.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	753.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	535.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	608.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	961.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-11	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	211.40		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	1,074.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	271.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	4,875.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	373.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	409.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	292.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	581.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	720.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	373.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	293.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	341.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	668.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	390.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-12	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,477.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-13	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	145,788.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	403.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	433.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	1,643.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	126.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	191.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	406.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	2,089.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	山林	476.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	山林	376.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-14	南島D地区 (中島)	除外	農地	山林	18.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	800.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	69.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	840.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	108.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	683.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	1,451.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	1,598.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-15	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	1,263.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-16	南島D地区 (中島)	除外	農地	田	246.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-01-17	南島B地区 (吉津)	除外	農地	畑	1,001.00		近代化困難地 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,211.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,251.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,923.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	555.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	995.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	102.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	51.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	429.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	571.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	943.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	138.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	502.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	393.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	911.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	598.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-03	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	754.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	105.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	102.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	307.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	9.91		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	42.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	6.61		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-04	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	3.30		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	552.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	624.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	396.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	935.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	155.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	390.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	247.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	165.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-05	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	148.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	786.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	2,340.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	476.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	204.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	525.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	3.30		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	46.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	66.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	277.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	16.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	6.61		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	26.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	198.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-06	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,358.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	198.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	585.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,573.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,071.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,487.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	965.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,623.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,497.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-07	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,636.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	198.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	145.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	145.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	222.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	79.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	78.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	97.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	120.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	855.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	147.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	139.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	123.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	204.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	114.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	106.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	113.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	127.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	136.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	170.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	131.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	114.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	707.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	106.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	143.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	176.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	164.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	188.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	107.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	147.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	132.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	115.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	173.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	101.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	160.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-08	南勢D地区 (南海)	除外	農地	山林	294.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,028.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	1,441.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	680.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	928.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	647.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-09	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	142.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	168.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	畑	119.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	158.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	148.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	29.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	124.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	

番号	地区・区域 番号	編入、除 外の別	用途区分 の別	現況地目	面積(m ²)	事前相談 の有無	理由及び根拠条項	除外に係る区域の事業実施状況			備 考
								事業名	地区名	事業年度	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	152.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	221.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	211.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-10	南勢D地区 (南海)	除外	農地	田	195.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-11	南島B地区 (吉津)	除外	農地	畑	955.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-11	南島B地区 (吉津)	除外	農地	畑	1,325.86		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-12	南島B地区 (吉津)	除外	農地	田	161.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-12	南島B地区 (吉津)	除外	農地	田	228.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
02-02-12	南島B地区 (吉津)	除外	農地	田	1,361.00		近代化困難地(非農地判断) 法第10条第3項非該当	—	—	—	
03-01	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	587.00		錯誤	—	—	—	
03-02	南勢D地区 (南海)	除外	農地	宅地	184.00		錯誤	—	—	—	

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	01-01	現況用途区分	農用地	現況地目	公衆用道路
除外面積 (㎡)	11.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(3ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保安全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	01-02	現況用途区分	農用地	現況地目	公衆用道路
除外面積 (㎡)	74.86		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	01-03	現況用途区分	農用地	現況地目	公衆用道路
除外面積 (㎡)	581.59		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(1ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	01-04	現況用途区分	農用地	現況地目	公衆用道路
除外面積 (㎡)	1,141.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(1ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-01	現況用途区分	農用地	現況地目	雑種地
除外面積 (㎡)	2,027.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(2ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-02	現況用途区分	農用地	現況地目	原野など
除外面積 (㎡)	3,577.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-03	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	1,728.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目		整 理 内 容					
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-04	現況用途区分	農用地	現況地目	畑など
除外面積 (㎡)	2,357.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-05	現況用途区分	農用地	現況地目	畑など
除外面積 (㎡)	11,899.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-06	現況用途区分	農用地	現況地目	畑など
除外面積 (㎡)	3,548.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-07	現況用途区分	農用地	現況地目	原野など
除外面積 (㎡)	7,592.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-08	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	4,024.61		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-09	現況用途区分	農用地	現況地目	原野など
除外面積 (㎡)	7,999.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-10	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	4,456.83		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-11	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	23,748.49		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-12	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	12,137.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-13	現況用途区分	農用地	現況地目	山林
除外面積 (㎡)	145,788.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-14	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	6,161.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(1ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-15	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	6,812.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(1ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-16	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	246.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(4ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-01-17	現況用途区分	農用地	現況地目	畑
除外面積 (㎡)	1,001.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(2ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-01	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	10,031.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下 (5,7ha以下) である。				
	② 第2号要件 (土地改良事業実施地) について		該当なし				
	③ 第3号要件 (農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地) について		該当なし				
	④ 第4号要件 (2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地) について		該当なし				
	⑤ 第5号要件 (地域の特性に則した農業の振興に必要な土地) について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-02	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	1,033.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-03	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	2,263.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下 (5,7ha) である。				
	② 第2号要件 (土地改良事業実施地) について		該当なし				
	③ 第3号要件 (農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地) について		該当なし				
	④ 第4号要件 (2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地) について		該当なし				
	⑤ 第5号要件 (地域の特性に則した農業の振興に必要な土地) について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-04	現況用途区分	農用地	現況地目	畑など
除外面積 (㎡)	575.82		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-05	現況用途区分	農用地	現況地目	畑など
除外面積 (㎡)	3,612.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(7ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-06	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	6,327.91		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-07	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	10,635.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-08	現況用途区分	農用地	現況地目	山林など
除外面積 (㎡)	6,276.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(3ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-09	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	4,866.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-10	現況用途区分	農用地	現況地目	田など
除外面積 (㎡)	1,525.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(6ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-11	現況用途区分	農用地	現況地目	畑
除外面積 (㎡)	2,280.86		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(2ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	02-02-12	現況用途区分	農用地	現況地目	田
除外面積 (㎡)	1,750.00		除外理由	法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断)			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(5ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難で、周辺の農地に与える影響が軽微なため、今回変更にて農用地区域から除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	03-01	現況用途区分	農用地	現況地目	宅地
除外面積 (㎡)	587.00		除外理由	錯誤			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(3ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		これまで農地として農用地区域に設定してきたが、精査により従来から住宅等であることが判明し、今後も農業上の利用に供する見通しはないため、除外する。				

(別添1-2)

農振法第10条第3項の条件を満たさないことによる農用地区域からの除外整理表

市町名	南伊勢町	除外番号	03-02	現況用途区分	農用地	現況地目	宅地
除外面積 (㎡)	184.00		除外理由	錯誤			
項 目			整 理 内 容				
1	当該地の農用地区域編入の経過及び現在農用地区域として指定している理由		計画策定当初より農用地区域に指定されている。				
2	法第10条第3項各号の要件の判定について						
	① 第1号要件(10ha以上の集团的農地)について		団地面積10ha以下(1ha)である。				
	② 第2号要件(土地改良事業実施地)について		該当なし				
	③ 第3号要件(農用地区域の保全又は利用に必要な施設用地)について		該当なし				
	④ 第4号要件(2ha以上の農業用施設用地又は農用地区域に隣接する農業用施設用地)について		該当なし				
	⑤ 第5号要件(地域の特性に則した農業の振興に必要な土地)について		該当なし				
3	上記1及び2を整理した上で農用地区域からの除外に至った理由		これまで農地として農用地区域に設定してきたが、精査により従来から住宅等であることが判明し、今後も農業上の利用に供する見通しはないため、除外する。				

特別管理における除外編入一筆リスト

整理番号	変更区分	根拠法令	大字名	小字名	地番	登記地目	課税地目	登記地積(m ²)	課税地積(m ²)	一部	農振用途	定期変更面積	定期内容	備考
01-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-12	公衆用道路	公衆用道路	11	11		畑	11	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1220-8	公衆用道路	公衆用道路	13	13		水田	13	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-3	公衆用道路	公衆用道路	15	15		畑	15	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-4	公衆用道路	公衆用道路	17	17		畑	17	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-5	公衆用道路	公衆用道路	4.76	4.76		畑	4.76	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-6	公衆用道路	公衆用道路	20	20		畑	20	近代化困難地	
01-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1225-2	公衆用道路	公衆用道路	5.1	5.1		水田	5.1	近代化困難地	
01-03	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	655-2	公衆用道路	公衆用道路	119	119		樹園地	119	近代化困難地	
01-03	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-4	公衆用道路	公衆用道路	144	144		樹園地	144	近代化困難地	
01-03	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-6	公衆用道路	公衆用道路	159	159		樹園地	159	近代化困難地	
01-03	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-7	公衆用道路	公衆用道路	2.59	2.59		樹園地	2.59	近代化困難地	
01-03	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-8	公衆用道路	公衆用道路	157	157		樹園地	157	近代化困難地	
01-04	除外	法10条3項非該当	大江	名古	359-2	公衆用道路	公衆用道路	50	50		水田	50	近代化困難地	
01-04	除外	法10条3項非該当	大江	名古	361-2	公衆用道路	公衆用道路	676	676		水田	676	近代化困難地	
01-04	除外	法10条3項非該当	大江	名古	366-2	公衆用道路	公衆用道路	415	415		水田	415	近代化困難地	
02-01-01	除外	法10条3項非該当	伊勢路	カジヤ廣	3697	雑種地	雑種地	2027	2027		水田	2027	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-3	原野	原野	42	42		樹園地	42	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-8	原野	原野	12	12		樹園地	12	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-9	田	田	220	220		水田	220	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2552-4	田	田	669	669		水田	669	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-1	原野	原野	49	49		樹園地	49	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-2	原野	原野	36	36		樹園地	36	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-6	田	田	2031	2031		水田	2031	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2552-3	田	田	29	29		水田	29	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-7	田	田	165	165		水田	165	近代化困難地	
02-01-02	除外	法10条3項非該当	船越	猿口	2551-5	田	田	324	324		水田	324	近代化困難地	
02-01-03	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1123	田	田	1728	1728		水田	1728	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1134-2	畑	畑	16	16		畑	16	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1133-1	畑	畑	33	33		畑	33	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1133-2	畑	畑	82	82		畑	82	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1133-3	雑種地	雑種地	36	36		畑	36	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1134	畑	畑	446	446		畑	446	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1134-1	原野	原野	23	23		樹園地	23	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1134-3	畑	畑	128	128		畑	128	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1135	原野	原野	66	66		畑	66	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1135-1	畑	畑	99	99		畑	99	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1136-1	原野	原野	158	158		畑	158	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1136-2	畑	畑	280	280		畑	280	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1136-3	原野	原野	647	647		畑	647	近代化困難地	
02-01-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1137-1	山林	山林	343	343		樹園地	343	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1128-1	畑	宅地	59	59		水田	59	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1128-2	畑	畑	1391	1391		畑	1391	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1131-3	畑	畑	26	26		畑	26	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1131-4	田	田	1457	1357		水田	1357	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1139	畑	畑	1067	1067		畑	1067	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1139-1	原野	原野	36	36		畑	36	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1139-2	畑	畑	36	36		畑	36	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1132-4	田	田	1385	1385		水田	1385	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1140	畑	畑	1646	1646		畑	1646	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1140-1	原野	原野	105	105		樹園地	105	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1140-2	田	田	925	925		水田	925	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1132-1	雑種地	雑種地	19	19		畑	19	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1132-2	雑種地	雑種地	33	33		畑	33	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1132-3	畑	畑	357	357		畑	357	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1141	畑	畑	119	119		畑	119	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1141-1	原野	原野	36	36		樹園地	36	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1141-2	田	田	347	347		水田	347	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1141-3	田	田	33	33		水田	33	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1141-4	田	田	284	284		水田	284	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1131-1	雑種地	雑種地	19	19		水田	19	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1131-2	田	田	62	62		水田	62	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1130-1	雑種地	雑種地	19	19		水田	19	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1130-2	畑	畑	1646	1227		畑	1227	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1142	田	田	1252	1252		水田	1252	近代化困難地	
02-01-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1142-1	原野	原野	59	59		水田	59	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1138-6	畑	畑	536	536		畑	536	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1138-4	畑	畑	626	626		畑	626	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1148-1	原野	原野	59	59		水田	59	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1138-1	畑	畑	404	404		畑	404	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1138-5	畑	畑	291	291		畑	291	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1143	田	田	1434	1434		水田	1434	近代化困難地	
02-01-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1144	原野	原野	198	198		水田	198	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1170-2	原野	原野	49	49		水田	49	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1171-1	原野	原野	396	396		水田	396	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1149	田	田	1768	1768		水田	1768	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1167	原野	原野	85	85		水田	85	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1168	田	田	1877	1877		水田	1877	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1169	田	田	3295	3295		水田	3295	近代化困難地	
02-01-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	地極谷	1170-1	原野	原野	122	122		水田	122	近代化困難地	
02-01-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-3	山林	山林	66	66		樹園地	66	近代化困難地	
02-01-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1178-3	原野	原野	6.61	6.61		水田	6.61	近代化困難地	
02-01-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1179	田	田	2138	2138		水田	2138	近代化困難地	
02-01-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1176	田	田	1596	1596		水田	1596	近代化困難地	
02-01-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1177	原野	原野	218	218		水田	218	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1126-1	原野	原野	105	105		水田	105	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1126-3	山林	山林	132	132		樹園地	132	近代化困難地	

特別管理における除外編入一筆リスト

整理番号	変更区分	根拠法令	大字名	小字名	地番	登記地目	課税地目	登記地積(m ²)	課税地積(m ²)	一部	農振用途	定期変更面積	定期内容	備考
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1249-1	原野	原野	23	23		水田	23	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1252	原野	原野	33	33		水田	33	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1264-1	雑種地	雑種地	115	115		水田	115	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1256	原野	原野	264	264		水田	264	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1257	原野	原野	89	89		水田	89	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1259	田	田	373	373		水田	373	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1260	田	田	1421	1421		水田	1421	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1261	田	田	528	528		水田	528	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1262	田	田	350	350		水田	350	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1265	田	田	1444	1444		水田	1444	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1265-1	原野	原野	26	26		水田	26	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1266	田	田	492	492		水田	492	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1268-1	雑種地	雑種地	49	49		水田	49	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1254-1	田	田	710	710		水田	710	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1254-2	田	田	697	697		水田	697	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1257-1	田	田	125	125		水田	125	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1257-2	田	田	191	191		水田	191	近代化困難地	
02-01-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1263-2	田	田	832	832		水田	832	近代化困難地	
02-01-10	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-16	田	田	842	842		水田	842	近代化困難地	
02-01-10	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-3	山林	山林	1325	1325		樹園地	1325	近代化困難地	
02-01-10	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1230	田	田	2185	2185		水田	2185	近代化困難地	
02-01-10	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1230-1	原野	原野	85	85		水田	85	近代化困難地	
02-01-10	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1230-2	宅地	宅地	19.83	19.83		水田	19.83	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1223-5	原野	原野	659	659		樹園地	659	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1233-3	田	田	1289	1289		水田	1289	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1234-3	田	田	885	885		水田	885	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1210-1	雑種地	雑種地	56	56		樹園地	56	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1210-2	原野	原野	360	360		樹園地	360	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1218-2	田	宅地	350	350		水田	350	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1233-4	田	田	1289	1289		水田	1289	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1234-2	田	田	1821	1821		水田	1821	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1229-1	原野	原野	327	327		水田	327	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1229-2	田	田	360	360		水田	360	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1231	田	田	2049	2049		水田	2049	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1231-1	山林	山林	79	79		樹園地	79	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1231-4	田	田	320	320		水田	320	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1232	田	田	532	532		水田	532	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1218-1	田	田	565	565		水田	565	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1219-1	田	田	152	152		水田	152	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1220-2	畑	畑	233	233		畑	233	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1221	田	田	2793	2793		水田	2793	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1223-3	原野	原野	597	587		樹園地	587	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1223-4	田	田	415	365.5		水田	365.5	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1233-1	原野	原野	102	102		水田	102	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1213-1	田	田	443	443		水田	443	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1237	田	田	1289	1289		水田	1289	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1237-1	田	田	49	49		水田	49	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1237-2	宅地	宅地	28.59	28.59		畑	28.59	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1239	田	田	280	280		水田	280	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1241-1	原野	原野	26	26		水田	26	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-6	山林	山林	37	37		樹園地	37	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-1	田	田	241	241		水田	241	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1224-2	ため池	ため池	62	62		畑	62	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1225	田	田	201	201		水田	201	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1225-1	田	田	13	13		水田	13	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1226	田	田	2016	2016		水田	2016	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1227	田	田	161	158		水田	158	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1227-1	田	田	33	33		水田	33	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1217	田	田	307	307		水田	307	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1218-3	田	田	323	323		水田	323	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1233-5	田	田	753	753		水田	753	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1214	田	田	618	535		水田	535	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1215	田	田	608	608		水田	608	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1216	田	田	961	961		水田	961	近代化困難地	
02-01-11	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1238	田	田	317	211.4		水田	211.4	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	三本松	664	畑	畑	1074	1074		畑	1074	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	698-1	田	田	271	271		水田	271	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	657-1	山林	山林	4998	4875		樹園地	4875	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	672	田	田	373	373		水田	373	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	673-1	畑	畑	409	409		畑	409	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	673-2	畑	畑	292	292		畑	292	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	666-1	田	田	581	581		水田	581	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	三本松	665-1	畑	畑	720	720		畑	720	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-1	畑	畑	373	373		畑	373	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-3	畑	畑	293	293		畑	293	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	ダナ	656-2	畑	畑	341	341		畑	341	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	三本松	663-1	畑	畑	668	668		畑	668	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	667	田	田	390	390		水田	390	近代化困難地	
02-01-12	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	668	田	田	1477	1477		水田	1477	近代化困難地	
02-01-13	除外	法10条3項非該当	相賀浦	尾丸	658-1	山林	山林	145788	145788		樹園地	145788	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	363	田	田	403	403		水田	403	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	364	田	田	433	433		水田	433	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	366-1	田	田	1643	1643		水田	1643	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	361-1	田	田	126	126		水田	126	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	362	田	田	191	191		水田	191	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	365	田	田	406	406		水田	406	近代化困難地	

特別管理における除外編入一筆リスト

整理番号	変更区分	根拠法令	大字名	小字名	地番	登記地目	課税地目	登記地積(m ²)	課税地積(m ²)	一部	農振用途	定期変更面積	定期内容	備考
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	354	田	田	2089	2089		水田	2089	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	357	山林	山林	476	476		樹園地	476	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	358	山林	山林	376	376		樹園地	376	近代化困難地	
02-01-14	除外	法10条3項非該当	大江	名古	359-1	山林	山林	18	18		樹園地	18	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1809	田	田	800	800		水田	800	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1810	田	田	69	69		水田	69	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1811	田	田	840	840		水田	840	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1812	田	田	108	108		水田	108	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1819	田	田	683	683		水田	683	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1823	田	田	1451	1451		水田	1451	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1815	田	田	1598	1598		水田	1598	近代化困難地	
02-01-15	除外	法10条3項非該当	大江	名古	1822	田	田	1263	1263		水田	1263	近代化困難地	
02-01-16	除外	法10条3項非該当	道方	コハケ	1791	田	田	246	246		水田	246	近代化困難地	
02-01-17	除外	法10条3項非該当	村山	駒崎	302	畑	畑	1001	1001		畑	1001	近代化困難地	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1124	田	田	2211	2211		水田	2211	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1125	田	田	2251	2251		水田	2251	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1126-4	田	田	1923	1923		水田	1923	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1126-5	畑	畑	555	555		畑	555	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1126-6	畑	畑	995	995		畑	995	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1129	畑	畑	102	102		畑	102	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1118-4	田	田	51	51		水田	51	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1118-6	田	田	429	429		水田	429	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1127-2	畑	畑	945	571		畑	571	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-01	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1117-3	田	田	1190	943		水田	943	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1267	田	田	138	138		水田	138	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1268	田	田	502	502		水田	502	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-02	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1269-2	田	田	393	393		水田	393	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-03	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1264-2	田	田	911	911		水田	911	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-03	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-3	田	田	598	598		水田	598	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-03	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1174-1	田	田	754	754		水田	754	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-2	田	田	105	105		水田	105	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-4	畑	畑	102	102		畑	102	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-5	田	田	307	307		水田	307	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-6	田	田	9.91	9.91		水田	9.91	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-7	畑	畑	42	42		畑	42	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-8	畑	畑	6.61	6.61		畑	6.61	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-04	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-9	畑	畑	3.3	3.3		畑	3.3	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1171-3	畑	畑	552	552		畑	552	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1171-4	畑	畑	624	624		畑	624	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1171-5	田	田	396	396		水田	396	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-1	田	田	935	935		水田	935	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-2	畑	畑	155	155		畑	155	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-6	畑	畑	390	390		畑	390	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-7	畑	畑	247	247		畑	247	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1178-1	田	田	165	165		水田	165	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-05	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1178-2	田	田	148	148		水田	148	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1249	田	田	786	786		水田	786	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1250	田	田	2340	2340		水田	2340	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1251	田	田	476	476		水田	476	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1252-1	田	田	204	204		水田	204	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1171-2	畑	畑	525	525		畑	525	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-4	田	田	3.3	3.3		水田	3.3	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1172-5	畑	畑	46	46		畑	46	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-1	田	田	66	66		水田	66	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-10	畑	畑	277	277		畑	277	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-11	畑	畑	16	16		畑	16	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-12	畑	畑	6.61	6.61		畑	6.61	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-13	畑	畑	26	26		畑	26	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	大三浦	1173-14	畑	畑	198	198		畑	198	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-06	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1258	田	田	1358	1358		水田	1358	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-1	山林	山林	198	198		樹園地	198	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1240	田	田	585	585		水田	585	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1241	田	田	1573	1573		水田	1573	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1242	田	田	1071	1071		水田	1071	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1243-1	田	田	1487	1487		水田	1487	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1244	田	田	965	965		水田	965	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1244-1	田	田	1623	1623		水田	1623	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1246	田	田	1497	1497		水田	1497	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-07	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1243	田	田	1636	1636		水田	1636	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1210-4	畑	畑	198	198		畑	198	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-22	山林	山林	145	145		樹園地	145	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-17	山林	山林	145	145		樹園地	145	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-38	山林	山林	222	222		樹園地	222	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-39	山林	山林	79	79		樹園地	79	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-40	山林	山林	78	78		樹園地	78	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-32	山林	山林	97	97		樹園地	97	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-24	山林	山林	120	120		樹園地	120	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-2	畑	畑	855	855		畑	855	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-23	山林	山林	147	147		樹園地	147	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-37	山林	山林	139	139		樹園地	139	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-27	山林	山林	123	123		樹園地	123	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-16	山林	山林	204	204		樹園地	204	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-34	山林	山林	114	114		樹園地	114	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-35	山林	山林	106	106		樹園地	106	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-25	山林	山林	113	113		樹園地	113	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-9	山林	山林	127	127		樹園地	127	近代化困難地(非農地判断)	

特別管理における除外編入一筆リスト

整理番号	変更区分	根拠法令	大字名	小字名	地番	登記地目	課税地目	登記地積(m)	課税地積(m)	一部	農振用途	定期変更面積	定期内容	備考
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-10	山林	山林	136	136		樹園地	136	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-19	山林	山林	170	170		樹園地	170	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-26	山林	山林	131	131		樹園地	131	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-36	山林	山林	114	114		樹園地	114	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1210-3	畑	畑	763	707		畑	707	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-11	山林	山林	106	106		樹園地	106	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-31	山林	山林	143	143		樹園地	143	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-18	山林	山林	176	176		樹園地	176	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-21	山林	山林	164	164		樹園地	164	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-29	山林	山林	188	188		樹園地	188	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-30	山林	山林	107	107		樹園地	107	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-33	山林	山林	147	147		樹園地	147	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-7	山林	山林	132	132		樹園地	132	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-13	山林	山林	115	115		樹園地	115	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-28	山林	山林	173	173		樹園地	173	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-8	山林	山林	101	101		樹園地	101	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-14	山林	山林	160	160		樹園地	160	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-08	除外	法10条3項非該当	迫間浦	ヲマル	1211-15	山林	山林	294	294		樹園地	294	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-7	田	田	1028	1028		水田	1028	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-8	田	田	1441	1441		水田	1441	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-9	田	田	680	680		水田	680	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-10	田	田	928	928		水田	928	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1247-12	畑	畑	647	647		樹園地	647	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-09	除外	法10条3項非該当	迫間浦	キワダ	1231-3	田	田	142	142		水田	142	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	691	田	田	168	168		水田	168	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	669	畑	畑	119	119		畑	119	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	683	田	田	158	158		水田	158	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	684	田	田	148	148		水田	148	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	685	田	田	29	29		水田	29	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	689-1	田	田	124	124		水田	124	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	690	田	田	152	152		水田	152	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	692	田	田	221	221		水田	221	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	686	田	田	211	211		水田	211	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-10	除外	法10条3項非該当	相賀浦	土砂谷	687	田	田	195	195		水田	195	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-11	除外	法10条3項非該当	村山	駒崎	290	畑	畑	955	955		畑	955	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-11	除外	法10条3項非該当	村山	駒崎	291	畑	畑	1358	1325.86		畑	1325.86	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-12	除外	法10条3項非該当	村山	木瀬谷	98	田	田	161	161		水田	161	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-12	除外	法10条3項非該当	村山	木瀬谷	52	田	田	228	228		水田	228	近代化困難地(非農地判断)	
02-02-12	除外	法10条3項非該当	村山	木瀬谷	99	田	田	1361	1361		水田	1361	近代化困難地(非農地判断)	
03-01	除外	錯誤	迫間浦	キワダ	1223-6	宅地	宅地	587	587		樹園地	587	錯誤	
03-02	除外	錯誤	相賀浦	ダナ	655-1	畑	宅地	184	184		樹園地	184	錯誤	

変更計画地 索引図

